

7 農林水産業関係

(1) 農林水産業分野の基本方針

農業・農産物等については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の制定以降、市場原理の導入等により生産者の自主性をいかにした農業の体質強化に努めるなど農政の抜本的改革を進めており、平成11年度には、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）が制定され、意欲ある農業者に施策を集中し、「効率的かつ安定的な農業経営」を育成する。農協についても、抜本的な見直しを行う。

また、森林・林業については、平成13年度に林業基本法が改正され、名称も「森林・林業基本法」となり、森林の有する多面的機能を発揮されるようその適正な整備及び保全を図りつつ、林業の持続的かつ健全な発展を図ることとしている。

さらに、水産業については、平成13年度に水産基本法（平成13年法律第89号）が制定され、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展の実現を図るため、水産資源の適切な保存管理と持続的利用を基本とした水産政策を構築することとしている。

今後ともこうした方向に沿って、生産の向上のみならず、国民生活の安定・向上等を重視した農林水産行政を実現するため、順次、システムの改革を着実に推進する。

(2) 農林水産業分野の重点事項

農産物検査の民営化の推進

平成13年度から実施されている農産物検査の民営化を着実に推進し、ニーズに即した適確な検査を行うことにより、農産物の円滑な取引の確保を図る。

農業経営の法人化の推進

農業生産法人に係る現行制度や実態について検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずることにより、経営形態の多様化の推進を図る。

消費者の商品選択のための適切な表示の推進

平成13年度から適用されている遺伝子組換え農産物に係る品質表示基準を始めとした農産物の品質表示基準に基づく表示を適切に行わせるための措置を講ずることにより、消費者による適切な選択に寄与する。

農地利用規制の適正化等

農地利用制度の実態を把握し、農地利用規制の適正化に向けて必要な措置等を講ずる。

農協の見直し

農協が真に担い手たる農業者の利益となるようにするため、競争条件の確保を図るとともに、抜本的な事業運営の見直し等を行う。

森林の多様な機能の持続的発揮の推進

平成13年度に見直しを行った森林計画制度等に即して、森林の多様な機能の持続的な発揮を推進する。

適切な水産資源管理の推進

広域的な水産資源管理制度の整備等により、適切な資源管理、漁業経営の効率化・負担の軽減等を推進する。

(3) 個別事項

ア 農業・農産物等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
麦の価格政策等 (農林水産省)	今後の麦政策については、「新たな麦政策大綱」(平成10年5月29日省議決定)を踏まえ、逐次施策の具体化を図り、必要な措置を講ずる。	改定・農水ア	「新たな麦政策大綱」に示された転換プログラムを踏まえながら、逐次実施		逐次実施
農産物検査 (農林水産省)	農産物検査については、平成13年度以降、民間検査機関の登録や当該機関の検査員の養成等を適切に行い、平成18年度の検査の原則完全民営化に向けて、着実に民間移行を図る。	改定・農水ア	登録の実施、民間移行		
農業生産法人制度 (農林水産省)	農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。	改定・農水ア	速やかに検証に着手	結論を得たものから逐次実施	
遺伝子組換え農産物に係る品質表示 (農林水産省)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)に基づく遺伝子組換え農産物に係る品質表示基準については、遺伝子組換え農産物の流通及び原料としての使用の実態、検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心、国際的な規格の検討状況等を踏まえつつ、必要な見直しを行う。見直しに当たっては、食品製造業者等に対して過度の負担を強いる基準とならないよう留意する。 【農林水産省告示(平成13年9月、平成14年2月)】	改定・農水ア	逐次実施		
遺伝子組換え技術の環境安全性 (農林水産省)	農産物等に係る遺伝子組換え技術の環境に対する安全性については、国民の理解(パブリック・アクセプタンス)の確保を図るため、遺伝子組換え技術に関する情報公開、広く国民一般を対象とした会議の開催等、消費者の関心に的確にこたえる取組を推進する。	改定・農水ア	逐次実施		
国内産糖製造事業者の指定製造施設の設置承認	平成12年10月から新たな糖価調整制度を導入したところであり、甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえ、甘味資源特別措置法第13条第2項第1号の規定について検討を行う。	改定・農水ア	甘味資源作物及び国内産糖企業の在り方についての環境変化の状況を踏まえつつ検討・結論		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(農林水産省)					
酪農事業施設の設置承認 (農林水産省)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第10条第2項第3号については、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正による新制度への移行(平成13年4月)に伴う、生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際に、見直しを行う。	改定・農水ア	生乳流通の広域化の進展等の状況変化を踏まえ、酪農事業施設の設置承認を含めた制度の見直しを行う際には、併せて見直し		
中山間地域等直接支払制度 (農林水産省)	中山間地域等直接支払制度について、制度的に確かつ効果的な運用を確保する観点から、その実施状況及び効果について必要な検証を行い、結果を公表する。また、その検証に基づき、中山間地域の農業をめぐる諸情勢の変化、農用地等の維持・管理の状況等を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。	改定・農水ア	検証	検証結果公表	検証
土地改良制度 (農林水産省)	土地改良事業の適正かつ円滑な推進を通じて我が国農業の生産性の向上を図り、農業の体質強化を促進する等の観点から、国・県営土地改良事業の計画概要について地域住民等から意見を聴取する仕組みを導入する等、土地改良制度について見直しを行う。 【土地改良法の一部を改正する法律(平成13年法律第82号)】	改定・農水ア	法案成立、公布	措置済(4月施行)	
農地利用規制の適正化等による優良農地の保全 (農林水産省)	a 農地転用許可、農振農用地の線引きの運用の適正化を図るため、農地転用制度及び農振農用地の線引きの運用についての実態を把握するとともに、それを踏まえて、農地利用規制の適正化に向けて必要な措置を講ずるとともに、優良農地の保全の取組が強化される仕組みの構築について検討する。	重点・農水1		検討開始	措置
	b 農地転用規制等に関する農業委員会の決定・運用のプロセスのなお一層の透明性を確保する観点から、情報公開の徹底を図るとともに、農地利用規制の適正化に向けた農業委員会の手続等の在り方について検討を行い所要の措置を講ずる。			検討開始	措置

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
農協の事業運営の見直し (農林水産省)	a 農協が、真に担い手たる農業者の利益を目指し、協同組織としての機能を最大限に発揮するため、その事業運営や経営の健全性の確保の在り方等について抜本的に見直しを促進する。	重点・農水2(1)		検討開始・基本的方向について結論	逐次実施
	b 組合員制度の実態、員外利用率の状況等を調査し、法令違反等のある場合はこれを是正するよう指導するなど所要の措置を講ずる。			措置	
農協系統事業の見直し (農林水産省)	農協系統の広範な事業・組織の在り方について、抜本見直しを行い、信用・共済事業がない状態でも経営が成り立ち、組合員たる農業者(特に担い手農家)のメリットを大きくするような運営体制を確立する。このような体制作りに資するため、	重点・農水2(2)		措置(区分経理の配分基準の策定)	逐次実施(区分経理の徹底)
	a 共通経費の合理的な配分基準を示す等区分経理の徹底を図る。				
	b 信用・共済事業の在り方、信用・共済事業を含めた分社化、他業態への事業譲渡等の組織再編が可能となる措置を検討する。			検討開始、基本的方向について結論	逐次実施
農協に対する行政関与 (農林水産省)	補助事業の実施、各種施策の推進等、農協を通じた行政運営を網羅的に検証し、その適正化を図る。	重点・農水2(3)		検討開始、基本的方向について結論	逐次実施
公正な競争条件の確保 (公正取引委員会、農林水産省)	a 協同組織に対する独占禁止法の適用除外に関する制度について検証し、公正な競争を阻害する問題があれば、その解消を図る。	重点・農水2(4)		検討開始	基本的方向について結論、逐次実施
	b 不公正な取引方法、不当な価格の引上げが行われないよう、独占禁止法違反の取締の強化を図る。			逐次実施	
	c 農協間のサービス競争の促進を図るため、多様な組合の設立が容易となるような条件整備			検討開始、基本	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	等の措置を講ずる。			的方向について結論	

イ 林業

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
森林計画制度 (農林水産省)	持続可能な森林経営を推進し、森林の多様な機能の持続的発揮を図るため、全国森林計画を変更するとともに、森林計画制度について、次の見直しを行う。 【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)】	改定・農水イ	措置済 (法律7月施行、全国森林計画10月変更)		
	a 地域の合意の下、重視すべき機能に応じた森林の区分を導入し、当該区分に応じて、針葉樹と広葉樹の特性もいかしつつ適切な森林施業を推進する。 【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)】	改定・農水イ a	措置済 (法律7月施行、全国森林計画10月変更)		
	b 森林施業計画の認定要件を見直すとともに、一定の要件を満たす施業・経営の受託者を森林施業計画の作成者に追加する。あわせて、造林関係補助事業においても、これらの者を事業主体に追加する。 【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)、森林法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第304号)、(平成14年政令第142号)】	改定・農水イ b	法案成立、公布・政令改正、公布	措置済 (4月施行)	
	c 森林整備の状況等に関する評価手法を整備する。	改定・農水イ c	検討	検討	結論
	d 森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析するとともに、森林計画等に適切に反映できる情報管理体制の整備を行う。	改定・農水イ d	逐次実施(13年度より予算措置)		
林道の規格・構造	林道の開設コストの低減を図り、効率的・効果的な林道整備を推進するとともに、間伐の促進等	改定・農水イ	結論	措置済 (4月実)	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(農林水産省)	に資するため、林道の規格・構造の弾力化を検討する。 【林道規程の一部改正（平成14年林野庁長官通知）】			施)	
保安林の指定施業要件 (農林水産省)	森林の多様な機能の持続的発揮に資するため、保安林の指定施業要件の基準を見直す。 【森林法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第304号）平成13年農林水産省令】	改定・農水イ	政省令改正、公布	措置済（4月施行）	

ウ 水産業

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
水産資源管理制度 (農林水産省)	循環型社会の構築等の観点から、水産資源の適切な保存及び管理と持続的利用を図るため、現行制度を見直し、広域的な海域における資源の管理に適切に対応し得る資源管理体制の整備等の所要の措置を講ずる。 【漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第91号）】	改定・農水ウ	措置済（10月、11月施行）		
漁業権の管理 (農林水産省)	漁業権制度について、次の見直しを行う。 a 特定区画漁業権の対象養殖業の見直し b 定置漁業権及び区画漁業権の免許の優先順位等の見直し c 漁協の広域合併の進展に対応した漁業権管理の仕組みの見直し 【漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）】	改定・農水ウ	措置済（12月施行）		
漁業許可制度 (農林水産省)	漁業許可制度について、次の見直しを行う。 a 許可の承継に係る制限の緩和 【漁業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第90号）】	改定・農水ウ a	措置済（12月施行）		
	b 指定漁業と承認漁業の統合等の許可制度の見直し 【漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める	改定・農水ウ b	政令改正・公布	措置済（4月施行）	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	政令の一部を改正する政令（平成14年政令第1号）】				
	c 漁業の操業に係る規制の見直し	改定・農水ウ c	検討	措置済	
漁船管理制度 （農林水産省）	<p>漁船建造に係る手続を迅速化し、漁業経営上の負担を軽減するため、漁業許可制度等との関係を考慮しつつ、漁船管理制度について、次の見直しを行う。</p> <p>a 漁業の管理区分と漁船の確認の権限者を一致させる。</p> <p>b 漁船の登録票等の検認期間を延長する。</p> <p>c 都道府県知事が行っている漁船工事完成後の認定及び登録票の検認について、第三者機関による統一的な実施を含め、所要の措置を講ずる。</p> <p>【漁船法の一部を改正する法律（平成13年法律第110号）】</p>	改定・農水ウ	法案成立、公布	措置済（4月施行）	

エ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
生鮮食料品流通制度 （農林水産省）	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面で対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。	改定・農水工	検討	検討	結論
競走馬の出走制限 （農林水産省）	外国産馬の出走制限緩和について、日本中央競馬会において、平成11年11月に策定した「外国産馬の出走制限緩和計画」（計画期間：平成12年～16年）に沿って着実に実行する。	改定・農水工	計画実行		